

会 議 録

会議の名称	第8回第2野火止児童クラブ民営化検討会				
開催日時	平成28年12月10日 18時30分～				
開催場所	第1野火止児童クラブ				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 東村山学童保育連絡協議会：青木、小山、上町、中山 野火止児童クラブ父母会：4名 子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任 (市事務局) 半井児童課長、竹内課長補佐、羽生主任</p> <p>●欠席者：東村山学童保育連絡協議会：十時、小林 野火止児童クラブ父母会：1名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	5
会議次第	<p>1. 開会 2. 議事 1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について 3. その他 4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども家庭部児童課 担当者名：半井・竹内 電話番号：042-393-5111 (内線 3171・3174) ファックス番号：042-395-2131 e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 ・事務局 皆様こんばんは。定刻のため第8回第2野火止児童クラブ民営化検討会を始めさせて頂く。会議の開催要件であるが、過半数以上の出席により要件を満たしている。傍聴者の確認及び入室であるが、傍聴者がいらっしゃる。傍聴者は入室してよろしいか。</p> <p>・一同 了解。</p> <p>・事務局 それでは開会につき、会長より進めて頂きたい。</p> <p>・会長 皆様こんばんは。本日もお忙しい中第8回第2野火止児童クラブ民営化検討会、本</p>					

日最終回となるが、お集まり頂きありがとうございます。今回も「基本的な市の考え方(案)」について修正したものがあるので、これについてご意見を頂き集約に向けて取り組んでいきたい。本日もよろしく申し上げます。

2. 議事

・会長

それでは議事に移りたい。1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について事務局より修正点等の説明をお願いしたい。

・事務局

それでは「基本的な市の考え方(案)」の修正点について説明させて頂く。前回の検討会の中で、修正点については1点のみあった。19番の事業者の選定方法についてである。前回の検討会の中で、市の選定委員の人数と、保護者の方・学保連の方を合わせた人数とを同じ人数にしてもらえないかという話であった。このことから、もともと「なお、野火止保護者については2名の参加とする。」と表現していたが、こちらを削除した。

その他については、修正はない。

また、前回質問を頂き検討課題となっていたものが5点ほどあったため、これについての回答や検討状況をお知らせする。

まず1点目として、民間事業者の従業員に対して、市から家賃補助ができないかというご質問があった。これについては、前回の検討会でもご意見を頂いたが、保育園の保育士については東京都世田谷区などで家賃補助、家賃を事業者に助成するという形で行っている状況である。ただ今回、学童クラブでこのような助成を行っているところは無く、第2野火止児童クラブが公設民営になるにあたって、そこで勤務する民間事業者の従業員に対してのみ、市がなんらかの補助をするということは、現在公営で働いている職員には助成が無いこともあり、また児童クラブ以外でも様々な場所で働く市職員がいるが、そこについても助成が無いことから、整合性・公平性の観点から難しいと考える。

続いて2点目として、国の交付金である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」というものがあるということで、こういったものを財源として支援員の処遇改善ができないかというお話があった。前回我々が回答した内容が少し誤っていたため、確認してきた内容についてお話ししたい。こちらを東京都の担当者に確認したところ、まず「18時半を超えて事業を行うこと」が前提条件となることである。補助形態は2通りあり、一つは主に非常勤職員を想定したもの、もう一つは常勤職員を想定したものと二つがあるということであった。これは一の支援に対してどちらか一方しか適用できないということであり、第2野火止児童クラブについては1支援で行う予定であるので、どちらか一方が使えるということであった。まず、非常勤の方を対象にしたものであるが、いくつかやらなければならない職務条件があり、特に重要なのが「苦情処理」についても非常勤の方が、最初から最後まで対応するように求めるといった条件があった。また常勤職員を対象としたものについては、地域に出向いて自治会や民生委員の方と交流を図り、遊びや下校の見守り等を調整する業務を行ったり、児童の病気や怪我の発生に備えて、日頃から病院関係者と連携をとるといったことが求められている。これらについては、今回の民営化でお願いする保育の内容を超えた、より多くの事業を請け負っていただくことになる。我々としては、まずは通常の保育をしっかりと行って頂きたいという考えがある。また、他市ではなぜこの交付金を使用していないのかヒアリングしたところ、各事業者には当然就業規則があり、様々な従業員が勤務する中で、ある特定の従業員にだけ処遇を改善していくのはなかなか難し

いことから活用していないとのことであった。東京都内で活用している例は、ある区の民設民営施設1カ所のみであったので、今回東村山市で活用するのは難しいと考える。ただ、来年度以降どのような補助が出るのかはわからないため、活用できるものについては検討していきたいと考える。

続いて3点目プロポーザル選定委員についてである。前回の検討会の際に「市の職員と保護者・学保連の人数を合わせてほしい」というお話しを頂いた。これに関連して、今年度児童クラブ以外であるが、2つの指定管理者選定についてプロポーザル選定会があった。どちらも公募市民2名を募集して行ったということであった。選定委員については、各分野において専門的な知識が必要であると考えており、市の職員についても部長・次長・課長といった管理職が担当することが通例となっている。また場合によっては見識者が参加することもある。公募市民委員の選定については、作文の提出を求めたり、履歴書の提出を求めている。選定委員選出については、各分野の知識・考え方、またその分野の事業者との利害関係の有無等から判断して、委員になって頂く。今回12月議会において、議員の方から学識経験者も含めた選定委員の適格性はどうかといった質問があったことから、児童課としてもしっかり検討していきたいと考えており、関係所管と検討して、人数や委員の構成について決定して、今後になってしまいが皆様にお知らせできればと考えている。

続いて4点目常勤職員の定義についてである。こちらも指定管理者制度を導入している市に確認したところ、どの市も常勤職員という文言で募集を行っていた。ここに正規・非正規というような制限は設けていないというところである。現在東村山市の公営の児童クラブについては、嘱託職員も専任指導員として職務にあたっている。このことから雇用形態で門戸を狭めるのではなく、常勤職員は週35時間以上の勤務と、責任者については、その会社において3年以上の勤務を必須としたいと考えることから、ここで制限を設けて募集をしていきたいと考える。

最後に5点目として、モニタリングの学識経験者はどのような方かというお話があった。こちらは中小企業診断士の方が2名と、社会保険労務士の方が1名の計3名であった。中小企業診断士は企業の経営状況についてみる方で、社会保険労務士については、従業員の働き方が適正であるかどうかをみることを目的としており、この3名が担当しているとのことであった。

以上が、前回頂いたご質問に対する回答と今後の検討の考え方についての説明である。

・会長

ただいま、前回から修正が入ったのは1点であったということで、「基本的な市の考え方(案)」の19番のところ、文言を削除しているという説明であった。

その他、前回出ていたご質問についての回答及び考え方について説明があった。

それでは、皆様「基本的な市の考え方(案)」の中身、それからただいまの説明等も含めて、ご質問、ご意見等はあるか。

・学保連

前回からの検討課題の1番目と4番目について。1番目は「市からの家賃補助」についての話であったが、これは私のほうで申し上げた話であるが、学童保育では未確認、これは当たり前。初めてであるから。そこはわかる。当たり前のことであるから、始めてはいかがかと申し上げた。もう一つ、公営との格差について。正規職員か非正規職員かを問わず、公設公営の児童クラブで雇用されている職員、つまり正規・非正規合わせて、そこで適用していないからというのが理由の1つであるか。

・事務局

家賃補助の関係か。

・学保連

そうである。

・事務局

今現在、公設公営の職員には適用していないということと、予算の裏付けが必要となるため、この場でできます、やりますとは答えられない。そこは、近隣市等の状況をみて判断し、今回は見送らせて頂きたいと考えそのようにお答えした。

・学保連

児童クラブ以外の職員には適用していないから、という説明において「公平性」という言葉を使いましたね。

・事務局

使いました。

・学保連

「公平性」という言葉は適当か。全職員、つまり皆様正規公務員に家賃補助をしてほしいと言っているのではない。相対的に、(学童保育に係る)どこの受託事業者であっても正規職員の賃金が、どこよりも安い。例えば公設公営の皆様よりも明らかに安いことははっきりしている。それは、保育園のデータはあるが、全国の学童保育連絡協議会においては学童保育でも基本的に同じ、あるいはそれ以下だと考えている。であるから、そういった方達に適用してはいかがかと申し上げたのであって、要するに、正規の皆様に対して家賃補助をしていないことを挙げて「公平性」というのは正しくないと思う。

・事務局

内部でいろいろと協議させて頂いたのだが、予算関係、人事関係。

・学保連

次年度の予算に間に合わないのはわかっている。

・事務局

我々が心配しているのは、例えば、家賃補助があるから来られるという職員は、家賃補助が無くなった場合どうなるのかと考える。それから、何か(賃金)プラスがあるから、その児童クラブに来るという方がもし来られた場合、この検討会でいろいろと心配していた、その方が長く続けて頂けるのかといったことを考えると、その補助が無くなった時は、やはりそういった方は次の職場を求めて辞められてしまうのではないかと考える。

・学保連

想像はいくらでもできる。では、逆に聞くが、目黒区や世田谷区や東京都の関係者にはお聞きになったか。なぜ時限的にやっているのか。同じことを考えているはずである。

・事務局

我々は初めての指定管理者制度導入であり、なかなかそこは踏み切れない部分もあるので、そこは、行政としてはどうしても心配する部分である。

・学保連

お聞きになりましたかと聞いている。世田谷区等に。

・事務局

直接は聞いていない。

・学保連

では、なぜ5年に限って世田谷区は始めて、5年後にどういうビジョンを描いて始め

たのか。それを想像するだけではなくて、実際に現場の職員はどう判断して踏み切ったのかということを考えてほしかった。

・事務局

人数不足というところは、どうしても否めず、人数確保の面がある。国はそのために補助を出している。当市はまだ指導員が足りないということが現実的には無い。これから事業者の募集をかけるわけであるから。

・学保連

ただ現実問題としては、すでにもう皆様がおっしゃっているように、嘱託職員が集まらないという現実があるではないか。公設公営であっても。

・事務局

であるので、民間事業者のほうにもお願いをしようと考えてるのである。

・学保連

もちろんそうである。だが、民間事業者が実際問題として働き続けられないという現状があるわけであるから。(賃金が)安いから。

・事務局

だが、その事業者で働いている従業員の方々がいるわけで。

・学保連

何度も言います。では、なぜ目黒区や世田谷区や東京都は始めたのか。

・事務局

保育士と学童クラブ職員とは、また性質が異なるので。

・学保連

どのように違うか。

・事務局

保育士は、相当な人数不足である、特に何百園という園を抱えている自治体にとっては。であるので(児童クラブは)そこまでは厳しくないかなと予想するところである。学童保育においてもそういった状況が始まりだしたら、(指導員の)取り合いということも考えられるが、今のところ保育士資格を持っていると保育園と児童クラブでも働けるとなっていることから、まだ児童クラブのほうはそこまで行っているのかなという感じはしている。

・学保連

では仮に、これから指定管理者制度が何年続くかわからないが、そこでの職員の異動というのはチェックする義務は無いわけであるか。つまり退職率であるとかはチェックしないのか。

・事務局

その事業者のか。

・学保連

そうである。

・事務局

チェックの義務は無い。

・学保連

それは、チェックする義務が無いことと、実際に保育の質とどう絡むのかを考えることとは全く別の問題で、(児童課の)皆様の後輩がそれをやらなくてはならなくなるわけである。仮にそういったことが起こった場合に。

・事務局

退職率のチェックであるか。

・学保連

つまり指導員が入れ替わるということである。そういう事態が想定されるわけである。何も全てをやれということではなくて、検討をしてほしかった。

・保護者

別に家賃補助をしてほしいわけではなく、それ以外でも何か手立てはないのかであったり、そういう検討をしてほしかった。家賃補助をすごく推しているわけではなく、きちんと長く働いてくれる職員を確保するための策について、それが一番金銭でカバーできれば、働こうと思っている方も見えやすいところかなと考えるため、そういうふうに言ったが、そうではなくても、長期に安心して働けるような何かの策を考える必要があるのではないかという部分だと思う。

・事務局

その民間事業者に納得した上で就職されて働いているわけであるから、その事業者の方と東村山市の児童クラブに異動になった方とが同じ会社の中で処遇が違うというのはどうなんだろうというのが、他市に聞いたところの心配であった。社内規定の中で、例えば東村山市の従業員だけが月給が良い、ボーナスが良いというのは考えられないし、できないとのことであった。

・学保連

世田谷区で運営しているところと、豊島区で運営しているところでは、同じ法人内であっても給料が違うわけである。保育園は今までは、そうであった。それは全然問題にならない。

・事務局

東京都では、(処遇改善等事業を公営の)学童でやっているところは、まだどこにも無い。

・学保連

保育園で起こっていることであるからと言うことである。

・事務局

であるので、なかなか浸透しないのかなと考える。

・学保連

学童では活用していなくとも、保育園ではすでに活用している制度で、あり得ることである。十分活用できるものである。であるから、そういったいろいろなことを想定して考えてほしかった。だから聞きましたかと伺った。座って考えるだけだったらいいんです。誰でもできるのだから。そうではなくて、世田谷区は5年後、6年後はどういった考えでやっているのか聞きましたかと聞いている。

・事務局

聞いていない。

・学保連

なぜ聞かない。5年後が心配なら、6年後が心配ならなぜ聞かない。初めから学童ではやっていないのでできないと考えているか。

・保護者

いろいろ検討した上でできないと言うのと、最初から「難しそうだね」というのは全然意味が違う。

・事務局

検討はしている。

・保護者

何を検討しているのか。

- ・事務局
各部署をまわって、どうしたら良いかを検討している。
- ・保護者
それだと駄目ですよ、きっと。
- ・事務局
児童課だけで決められる案件ではない。
- ・保護者
そういうことではなくて、市役所の中では難しいと思う。実際に(処遇改善等事業などを)活用しているところ(保育園)で、どういう結果になって、今後どのようなビジョンを持ってやっているのか確認して、それが実際に東村山市(の児童クラブ)に当てはまるのかを考えるのが検討だと思う。市役所の中で検討するのは現実問題の話であって、何と言っているのか。皆様は私の職場を知っていると思うが、他市の職員の方は結構きっちりと見学にいらっしゃっている。何かを始めようとしている時は。所沢にも今度新しい施設ができるが、2年前から所管の方が何回も来て頂いて、全く似たような施設を作るようである。なんと云うのか、そういった下準備がすごく少ないような気がする。見学なども我々が見学に行く時に初めて見学に行かれたようすし。
- ・事務局
その前には見学には行っている。また課長会というものがあり、他市との情報交換をしている。
- ・保護者
その部分がちょっと見えない。そこまでの部分が伝わってきていない。
- ・事務局
内部の業務はあまり見せる部分でないものもある。
- ・学保連
見せる見せないではなく、児童課が児童課に聞くのではなく、目黒区なら目黒区、世田谷区なら世田谷区の保育課に聞いてもらいたい。
- ・事務局
是非そうさせて頂く。参考にさせて頂く。
- ・学保連
それでは、4番目について。「常勤職員」という名称で正規とは限らないという説明であった。では、東村山市は何年前まで必ず学童保育所に正規指導員が配置されていたのか。あるいは嘱託職員だけで対応するようになってしまったのは平成何年からか。
- ・事務局
正規職員が2人配置から1人配置になった頃か。
- ・学保連
そうである。それから勤務シフトの関係で、正規職員の休暇等により嘱託職員のみで運営していた所はなかったか。1年のうちの何日間か。
- ・事務局
1人配置の正規職員が週休日にあたる土曜・月曜についてはあり得る。
- ・学保連
そういうふうになってしまったのは、何年前からか。以前は正規2人配置であったから避けられたが。
- ・事務局
同一敷地内に第1・第2児童クラブがある施設については、第2が嘱託職員で対応というのはある。

- 学保連
形式的に分けざるを得ないのはわかるが、そうではなくて。
- 事務局
2人の正規職員が配置されなくなった時期か。
- 学保連
そうである。正規職員が一番多い時期で48人であったと思う。
- 事務局
そうであった。
- 学保連
それから徐々に退職者不補充になり、2人配置プラス応援というのができなくなってしまった。それと第2児童クラブ化も含めて、2人配置ではなく1人配置になり、1人配置になるとその方が休暇等をとると嘱託職員が対応することになる。下の娘が18歳になるが、彼女が通っていた頃は、良い悪いではなくて、電話をすると嘱託職員の方は電話には出なかった。正規職員の方が出られた。少なくとも萩山児童クラブはいつもそうであった。正規職員が2人で対応された。それがお一人になり、1人配置になると休みの時は嘱託職員が対応するようになったのが5年ほど前から。それを前提にして、事務局は話している。今も嘱託職員で運営しているクラブがある。では、それが5年前に戻った場合はどうなのかというのが。つまり、保育の質が不安定になった状況を追認する形で、「常勤という表現で良い」と言っているように聞こえる。
- 事務局
今が不安定になっているということか。
- 学保連
つまり正規職員ではなくとも良いということですよ。
- 事務局
ガイドライン上ではそうなっている。
- 学保連
そういうふうに聞こえる。だけど、もっと昔を知っている我々からすると、それは、保育の質の不安定化だと見える。なぜなら、我々の時は(正規職員が)48人いたから。現状を追認して、現状と同じようにやるのが、本当に良いことなのであろうか。現状がこうだから、それと同じレベルで、そのレベルを下げないよという言い方をしている。それで良いのであろうか。
- 事務局
(保育の質を)向上させたいというはあるし、保育の質を下げるという意味は全く無い。ただ、正規職員、正規社員ということになると、なかなか事業者にとっては参入しにくいのかなと考えられる。
- 学保連
考えられるのか。それでは、例えば東久留米市などA社やB社が参入している自治体があるが、そこではどういう雇用形態をとっているのかお聞きになったか。
- 事務局
東久留米市は嘱託職員であったと思う。
- 学保連
東久留米市は、公設公営は嘱託職員である。そうではなくて、外注しているところ。
- 事務局
東久留米市には聞いていないが、問い合わせた市によると、事業者で実際に働いている方の雇用形態の実態はわからないと答えていた。

・学保連

わからない。それでは、A社ならA社、B社ならB社に直接電話すればわかる話である。

・事務局

それは、そうである。

・学保連

行政間でないと得られない情報ではない。事業者は「上司に聞いてみます」ということで回答すること自体は不可能ではないはず。守秘義務があるわけではない。

その目でないと、5年スパンで見るとこれで良いのかもしれないが、10年や15年スパンで見ると後退に見える。

・事務局

何をもって後退かというところはある。「正規職員でないと保育の質が担保できない」というところは、違うのかなと思う。(保育に携わる)会社に勤めているということと、職種がこういった職種であるので、その会社でその職種を選んで就職されている方々であるので、責任を持って保育して頂けると思っている。

・学保連

いろいろな自治体で、市民課の住民票や戸籍を扱う方々について非正規の方を配置するかしらないかで議論になっているが、東村山市は今のところ、少なくとも(非正規職員の配置は)やっていないと思うが。

・事務局

市民課窓口は事業者への委託になっている。

・学保連

政策決定に関わる問題であるだとかは、どこで線引きするのか。

・事務局

どの部分か。

・学保連

例えば、児童クラブは非正規職員でも良いと言っている。事業者がどう考えるかに任せると。

・事務局

実際に(公営に)嘱託職員が配置されているので、非常勤職員ということで。第2児童クラブは嘱託職員のみで運営しているところもある。それが、保育の質が下がったという認識はしていない。

・学保連

では逆に考えるが、今までの社会福祉協議会の運営から平成2年に公設公営の正規職員に切り替わって、そこで戦ってこられたわけである。勝ち取られたものであると認識しているが、そうやって維持してきたものは何であったのか。あるいは、それを受け入れてきた行政の考え方というのは何であったのか。26年前の話ではあるが。

・事務局

そのあたりの経緯はわからない。

・学保連

部長はおわかりか。

・会長

会長の立場であるので、会を運営する上でどうこうと言えないが、ただ、過去の資料は読んでいます。詳しくは申し上げられないが、その時その時の状況によって最善の判断をしてきたと推察される。

それで、今日この議題に対して学保連の方よりいろいろとご質問等頂いているところであるが、学保連の方のおっしゃりたいことは、端的に申し上げると、常勤職員という言葉から正社員にこだわるべきではないかというご意見でよろしいか。

・学保連

そうである。早い話が、もし皆様が非正規職員であったら、こういう場で一生懸命にできるかという話である。

・事務局

それは非正規雇用者に対して失礼ではないか。

・学保連

なぜ。

・事務局

皆様意義を持って職務にあたっている。そこで「(正規職員でなければ)保育の質が下がる」と断言されては、今後嘱託職員を募集してもなかなか集まらないのもあるが、皆様東村山市の児童クラブで働きたいという想いで応募されていると思う。

・学保連

意味がわからない。

・事務局

「保育の質が、正規職員でないと下がる」というのは。学保連の方のおっしゃる意味もよくわかるが、正社員でないと生活が安定しないしそこはどうかというのとはわかるが、状況としては各市とも全員が全員正規社員というように固定はしていない。本市としても週35時間働いて頂くということをもって、それに代わるような保育の質の担保とさせて頂いている。おっしゃっているご意見はわかりました。この後、他市の状況も考えて判断したいと思う。

・学保連

長いスパンと申し上げたが、お互い承知しているように、正規職員を配置している自治体はどんどん減ってきている。小金井市がなくなり、府中市が減って、狛江市がなくなって、と順番に。20数年でどんどん減ってきて、今残っているのが東村山市というのはよく承知している。ただ、それは量的な拡大を保護者の方も求めたということに対する、予算額が増えない中での苦渋の選択であることは理解している。ただ、量的拡大を打ち出した結果いったいどうなったのか。ちゃんとした統計データは残念ながら無いが、子ども達が仮に3年間に区切ったとしても退会される率が上がってきていると、他の自治体から報告があがってきている。それは、正規職員から嘱託職員に代わってきているところと関係があるかもしれない、わからないが。因果関係の全てはわからないが、そういった報告をあげる自治体がある。一般論としては、状況として印象ではあるが。

・事務局

学保連の方がおっしゃるように、そこをクローズアップして話を進めるのはどうかなと思う。

・学保連

どうかなというのは。

・事務局

そこだけをクローズアップされては、なかなかこの話は進まないのかなと思う。週35時間ということで、1日7時間勤務して頂くことが、正規社員と同じ処遇で働いているとこちらでは思っている。

・学保連

私は思っていない。

・事務局

事業者のほうでそういった雇用形態の方を、安定して雇用されていると判断するしかないかなと思う。

・学保連

私からは以上である。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

少しわからない部分がある。処遇改善等事業についても一度説明して頂きたい。

・事務局

前提が18時半までの開設が必要であることと、非常勤の方を想定した補助と、常勤の方を想定した補助の2パターンがある。非常勤の方についても条件が5つくらいあるが、こういった業務を行って下さいというのがあり、いくつかは現状でも行っているのかなと思うが、その中の一つとして、苦情処理についても通常は職員が対応しているが、非常勤の方が話を受けて回答までを担当する、そういったことが必要になる。

・学保連

現状だと、非常勤に相当する方は苦情処理を受けていないのか。

・事務局

受けていないということではなく、レベルによって答えられるものは対応しているが、ここでは「主担当」として対応すると書いてあるので、全てに対応できるようにと考える。それが1点あり、常勤の方の補助についても、地域に出向いて自治会や民生委員の方と話し合う中で、遊びの提供であったり、安全確保の対応をお願いするであるとか、そういった連携をとることを求めている。

・学保連

そうすると、現状では市のガイドラインにおいても地域との連携の項目があるわけで、そこにも「民生委員や児童委員、自治会などとの関係を作り、連携を図ること。」とあるが、このガイドラインに書いてある内容と、今おっしゃった内容では何が違うのか。

・事務局

確かにそれはやっている。

・学保連

ガイドラインに沿った運営というのが（基本的な市の考え方の）1番に記載されているなかで、それができないという判断がちょっと違うのかなと思う。

・事務局

結構業務が特化しているというか、条件に当てはめられてしまうので、そちらに時間がとられるのであれば、本来の保育のほうに集中して頂きたいというのがある。現在の運営の中でも、総合的には通常保育も含めて行っている業務ではある。特別になると、こういった成果を求めるのが難しい。市としてはそのあたりを特別に強化するというふうには踏み出せない。人数が大勢いるのであれば、そういった部分も強化していけるかなとは思いますが。

事業者が決定して、この処遇改善に係る補助がまだあれば、それは事業者のほうにも提案させて頂きたいと思う。

・学保連

では、使えないというようにおっしゃっていたのは、今後の話し合いによっては活

用できる内容であるにとらえて良いか。

・事務局

ただ、これを活用することを前提にというのは、また(募集の)入口を狭めてしまう心配はある。

・学保連

最初の説明では、活用できないと判断されていたような言い方だったので、それでいくと先程のような同じ言葉で何が違うのだろうと、同じ言葉で意味が違うのであれば、その差をはっきりさせたかったのだ。それは今後の話し合いでできる可能性があるということであれば了解した。

・学保連

この処遇改善等事業は、非常勤も該当するのか。私は常勤だけかと勘違いをしていた。

・事務局

私が聞いた限りでは、(1)と(2)があり、(1)については非常勤を対象としているということであった。

・学保連

ホームページには、「雇用契約を締結して、・・・・(一部省略)従事している常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とする。」とある。ただ地域との連携等は書いてある。

・事務局

それは常勤を対象としたものだと思う。

・学保連

しつこいようだが、これも正規職員を対象としているということを伝えておく。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

19番の保護者の選定メンバーと、モニタリング評価委員についてであるが、モニタリングは、中小企業診断士が2人と社会保険労務士とのことであったが、お金に関する有識者に特化されている気がするが、そういう方が日頃の保育のことを指摘できるのか。お金に関しても非常に大事だと思うが、子どもの保育がきちんとわかる方が必要ではないか。自転車置場であればそういった方で十分かと思うが、子どもと関わる場所についての評価に、保育に詳しい方が入らなくても大丈夫なのか。

・事務局

モニタリングの評価委員についてか。

・保護者

両方である。モニタリングもそうだし、プロポーザルの選定委員も両方そうなのだが。

・会長

先程のご意見は2つあって、19番で指しているプロポーザル選定委員会の中で、保育を専門的にみる方を入れてはどうかというご意見と、もう一つは、事業が展開された後のモニタリング制度について、その中で保育をみる方は必要ないのかというご質問でよろしいか。

・保護者

そうである。

・事務局

プロポーザル選定委員については、学識経験者として子ども子育て会議のどなたかに入って頂くのもひとつの方法かなとは考えている。

・保護者

我々は、保護者の目線ではみることはできるが、保育を専門的にみて下さる方がいないと、保育の質がみられる人が必要だと思う。モニタリングについても、運営全般をみて頂くのであれば、そういう方も入らないと。

・事務局

現場職員や館長もという話も出ていたので、そのあたりは考えていたが。

・保護者

両方である。モニタリングもそうだし、プロポーザル選定委員会もそうなのだが。

・事務局

プロポーザルのメンバーについては、他部署との絡みもあるので、検討させて頂きたい。モニタリングについては、モニタリングシートに(保育の項目が)反映されるのかなと思うが、中身については紙ベースで判断したり、現地を見学して質問したりだと思うが、モニタリングにメンバーを加えることができるのか、関係部署にご意見を頂いたことを話したいと思う。

・副会長

今保護者の方から話があった、保育の質をみる学識経験者という考えもあるが、事務局が言ったような、通常保育に携わっている職員、館長、児童厚生員の方々というのもそこに入って頂くことを考えているので、専門的な学識的見地もあれば、保育に実際に携わっている現場職員との両方の視点を入れることによって、いろんな見方で判断できるのではないかと、我々行政の目も含めて、あるのかなと思う。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

20番児童クラブの選択については、今の現1年生と、これから入ってくる新1年生・2年生が対象になると思うが、その時点で入っている児童は対象になると思うが、兄弟で入ってくる児童がいる。後から入ってくる下の子どもに関しては、その希望が、例えば途中で入ってくる方の場合はどちらか選択できるのか。そういったことは前回の検討材料だったと思うが、その後の話はどうなったのか。

・事務局

そこについては、新規申込の際に第1希望・第2希望が書けるので、そこで書いて頂こうと思う。ただ、必ず入れるとは言えないので、人数のバランスがあり、できる限りの対応をしたいと思う。

・保護者

引越し等で中途入会の場合、振り分けはあるとは思いますが、例えば、先に入った児童の中で本当は第2を希望していたが、当時第1しか空きが無く、その後第2が空きました、途中から引越してきた方が空いた第2に入りましたとなると、既存の方の中には先に第2を希望していた方もいたはずで、矛盾が生じる気がするが、そのあたりはどのようにお考えか。

・事務局

今第1に入っていて、本当は第2を希望していたのにという場合であるか。

・保護者

逆もしかりである。例えば、定員がいっぱいだったためどちらかの空いているクラブに入りました。でも本来は別のクラブに入りたいのに、空いたからそちらへど

うぞではなく、新しく入って来た方がそちらに入ってしまうケースはあるのか。要するに、例えば仕方なく第1なり第2に入ったが、本当は別のクラブを希望していた場合、空きができた場合は移動しても良いですよといった連絡体制はあるのか。公設公営の場合はあるかもしれないと思っていたが、民営化すると事業主が違ってくるので、そのあたりはどうなるのか。

・事務局

入会については全て市が管理するので、民営であろうと公営であろうとこちらで判断する。もし仮に延長保育が採用されて、第2を希望していたが入れなくて第1に行ってしまった場合に、それでも第2に行きたいということであれば、改めて申請を頂くということではできると思う。第2に行きたいという希望を。

・保護者

それは実際に利用が始まった後に、改めて市に申請を出せば通るものなのか。

・事務局

申請は頂くことはできると思う。

・保護者

そういう書類を今後作る予定はあるか。

・事務局

書類は今もあって、入会申込書と同じものである。今も違う児童クラブを希望する場合は出して頂いているので、同じように行えばできるのかなと思う。あとは、空きが出た場合は、入会基準指数付けをしているので、その指数が高い方から優先で入っていく形になるので、空いたから既存の方がすぐに入れるではなくて、新たに希望される方がより高い指数にあれば、その方が先に入ることはある。そういった形ではできるのかなと思う。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

20番について、見学に行った学童では、毎年継続の方も第1にするのか第2にするのか継続申請の時に希望を聞いて、要望がうまく合えば交代もしていると言っていた気がする。そこでは校庭で遊ぶのが好きな児童は第1に行き、児童館で遊ぶのが好きな児童は第2であったり、年齢が変わるとやりたいことが変わってと言っていた気がする。そういった差はないが、生活状況が変わって、1年生の時は第2で延長保育が必要であったが、成長してきたので第1でも大丈夫であるだとか、そういうのもあるかもしれない。

・事務局

現状では先程の話にあったように、そういった希望をとっており、空きがあるという状況であれば対応している。今のところ東村山市では、毎年度申請ではなく、1年生で入会すると3年生まで継続可能である。

・保護者

でも今度からは、公営と民営になるわけだから、サービスが違う部分が出てくるかもしれないということで、入ってみてやっぱりうちの子にはどちらが良かったというのはあると思う。イメージして入ったのと実際の状況とは違うというのが絶対にあると思う。そういう選ぶ権利はあっても良いのかなと思う。

継続申請の時に改めて第1か第2の希望を聞いてみると、親の勤務状況が変わったりして、例えば時間が短くなったというのもあるし、第2に入りたい方がいっぱいいるのに、うちは来年は第1でいいかなとか、必要な方に第2に行ってもらえるかなと

か。

・事務局

今のルール通りやるとすると、改めて継続申請は出しながらも、別のクラブに移りたいという申請を出して頂ければ、これまでのルールを適用しても移動ができるのかなと思う。毎年度申請となると、事務作業が煩雑になるので、こういった形ができるのか、できる形でやりたいと思う。

・保護者

一度決めたら、なるべく変わらないでほしいということか。

・事務局

現状ではそうなので。

検討委員会の最初の時期に、先生が代わるのは不安だとおっしゃっていたと思う。それと同じで、新しい先生に慣れるのかという部分もご家庭の中で十分検討して頂いて、そういうご希望があれば申請書を出していただければ希望はとる。児童のことを第1に考えて頂いて、申請して頂ければと思う。

・保護者

大事に考えるから変えたい。

・事務局

継続申請は受け付けている。違う児童クラブを希望される場合は、年間を通して希望をとっている。

・保護者

それとこれとは違う気がする。今は第2なんだけど、第1でも大丈夫なんだけどといった方が実際にいる場合である。そのルールでいくと、延長サービスの必要が無いのに第2にいる方が異動(退会や転所)しない限りは、第1にしながら延長サービスを使いたい方がずっと残る可能性もあるということである。せっかく延長サービスをやっているのに、ずっと申請を出していても入れなくて、必要ではないのに第2になってしまったという方が最後まで在籍し続けるというのは。

継続申請の方に限っての話である。これから入ってくる方については申請時に希望をとるので。途中で勤務時間が短くなって、第1でもぜんぜん問題無いけど、初めの振り分けがこうなのですいませんとなってしまうよりは、きちんと必要な方が使えるようにしてあげたい。

・事務局

4月には入れ代わりがあるので、(継続申請の方も)希望を出して頂ければ改善できるのではないかと考える。方法については検討させて頂いてもよろしいか。どういう形でできるのか検討が必要なので。

人数規模的には15名増えるので、少し余裕はできるのかなと思う。第2を希望されるというご家庭の考え方もあり、リクエストをとってみないと(全員の希望にそえるか)難しいところはある。

・保護者

あまりすっきりしない。

・事務局

学保連のアンケートで、野火止児童クラブで延長サービスを希望される方が多いといった部分はまだわからないか。

・学保連

まだ手をつけていない。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

今日いろいろ話し合った中で、検討させて頂きたいという回答がいっぱいあったと思うが、今回の検討会の回答はどういった形でいつ頃知ることができるのか。

・事務局

とりまとめて保護者の方に報告する義務があるので、年度内にはご連絡をしたい。

・保護者

それでもし、ここはどうなのかといった意見があった場合は、どうか。

・事務局

伺います。なるべく伺って反映させたいとは思いますが、検討してまたその結果を折り返す形になると思うが、ある一定の時期には締め切らせて頂いて、事務を進めたいと思う。

・会長

保護者の方がおっしゃった質問は、「基本的な市の考え方」の文言ではなくて、全般的な質問や確認をしたなかで、今日は回答ができていないことがあると。それはいつお知らせ頂けるかという「基本的な市の考え方」とは別の話ということで良いか。

・保護者

別の話というか、今日の検討における質問に対しての回答である。

今日の会議録は頂けるのか。

・事務局

お渡しする。また概要版の中で、こういったご意見がありましたといった未回答部分を列記したい。

・保護者

今話した第1と第2の件も含めてである。

・事務局

そこは答えがでるかどうかわからないが、回答できるものは回答させて頂きたいが、今日のものはハードルが高かったかなと思う。

・保護者

年度内に回答を頂けるということで良いか。

・学保連

回答の中でも、例えばプロポーザルの人数であるだとか、モニタリング学識経験者については、中小企業診断士や社会保険労務士だけではなく、保育の専門性を持った方が入ることを検討できるかもしれないということも、私は回答が来ると思っている。プロポーザルにどういった方が入るのか知りたい部分であるし、今後チェックされる方についても、どういう方がチェックされるのかというのができれば知りたい。それが決定事項として変更できない状態で知らされるのか。ギリギリのタイミングで持ってこられて、「今のタイミングでは変更は難しい」という回答が今まで何度もあったので、そういうところはなるべく事前に把握しておきたいと思うが、いかがか。

・事務局

再検討が出てきた事案については、内部でもう一度煮詰められるという事案と、庁内の難しいのでここで打ち切らせて頂きたいというものもあるので、そこは回答でお示ししたい。

・学保連

今の段階では、この2つに関しては決定しているとは受けとっていないが、これから検討するという事か。

- ・会長
2つというのは、プロポーザルのメンバーと、モニタリングのメンバーか。
- ・学保連
そうである。どういう方が何名かである。
- ・事務局
プロポーザル選定委員については課内で主体的にできると思うが、モニタリングは部署が違うので、皆様のご意見があったことは伝えたいと思う。
- ・保護者
伝えて終わりか。中小企業診断士の方は保育日誌をみて「これはおかしくないですか」と指摘できるのか。
- ・学保連
アンケート調査についてもそうである。
- ・副会長
モニタリングとは別に、保護者のアンケートは毎年実施するはずではなかったか。
- ・事務局
運営会議でも対応できると思う。
- ・副会長
であるので、逆にそういったご意見を、保護者の生の声をそこで反映させてはいかがか。
- ・保護者
保護者の声はとって頂いて結構だが、専門的な目線で保育であるだとか、子どもとの関わりであるだとかをみて下さる方がモニタリングに必要なではないかと思う。子どもから聞いた話であるだとかは専門的ではないと思う。私情も入ったりするので。
- ・副会長
モニタリングの委員は、保育の現場をみてというものでもないと思われる。
- ・学保連
現地も見学してというように先程おっしゃっていたが、ということは何かしら評価する軸がない方がみても、何をみてよいのかわからなくなる。
- ・副会長
そこはモニタリングを担当する所管が分かれているという話があったので、そこがどのようにやっているかを事務局で確認して、このような方法であるというご案内をするようにする。
- ・学保連
現状を確認して頂くのは確認して頂いて、要望としては、保育の見識を持っている方を入れて頂きたい、確認するだけではなく要望を含めて検討して頂きたい。
- ・保護者
美術館を管理するとか自転車置場を管理するのとは、また違うと思う。なので、あくまで子どもを保育しているところを評価するという部分が抜けてしまっただけで、ただ単に予算等の数値等だけをみてマニュアルを作ってしまうのであれば、ぜんぜん見当違いだと思うので、そこはしっかりやって頂かないと見当違いのモニタリングになってしまうので、そのあたりをしっかりと検討して頂きたい。
- ・事務局
モニタリングシートの作成については、保育サービスの質という項目であるだとか、児童クラブに特化した項目を入れて、アンケートの結果であるだとか、保育日誌の確認であるだとか、そういった部分をしっかりとっていききたいと思う。

- ・保護者
でも、わからない方がみるのと、専門家がみるのとは全然違いますか。目線が変わってしまうと、自転車置場とは違うので。
- ・事務局
普段の保育の中でも、保護者から苦情や要望があれば、指定管理者から市に、あるいは保護者から直接市に連絡があれば対応していくので。
- ・保護者
保護者の目線と専門家の目線は微妙に違うところがあると思う。
- ・事務局
モニタリングの中で、保育の専門性が必要になってくるというのは、担当部署に十分お伝えする。そういったことを要望されているということはお伝えするが、そこはこういった部分で対応できるのでご心配無くとなるのかどうか。
- ・保護者
そこは担当部署に事務局が働きかけてくれないと動いてくれない。
- ・事務局
そこは十分お伝えする、ご心配されているということ。
- ・保護者
我々だけではなく、皆様は心配ではないのか。「保護者が言ってるのでやって下さい」ではなくて、そこにあまり危機は感じていないのか。
- ・事務局
法令を守りなさい、ガイドラインを守りなさいという部分でいろいろ保育の質を担保させて頂いているので、保育の質を担保するのが当たり前という感覚でいる。何かあれば、第1の公設公営の職員もいるので、相談にも行けると思うし、あまりネガティブな方向にばかり考えていくと。
- ・保護者
そういうつもりはない。
- ・事務局
心配はしているが、(事業者に)お任せしたいという部分もあるので。
- ・学保連
ガイドラインを守りなさいというルールを、中小企業診断士の方がちゃんと把握していて、そういった目線で指摘できるのかを考えると、ある程度専門性が必要かなと思う。
- ・事務局
利用者アンケートをとって、ご意見を頂くのも一つの方法だと思う。
- ・学保連
今までのモニタリングシートとは、だいぶ変わってくるのかなと思っているので。
- ・事務局
そうである。変更は要望したいと思っている。駐輪場と一緒にではないということは十分伝えたい。
- ・学保連
モニタリングの関係部署はどちらか。
- ・事務局
企画政策課である。
- ・学保連
中小企業診断士がどういった職種かを知っている者からすれば、ちょっとどうなの

かなと思う。

・保護者

モニタリングの担当部署の方に来て頂けていれば話は早いですが、来ていないですね。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

以前に頂いた「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」の内容をみると、施設管理の内容になっているので、先程事務局がおっしゃったのは「児童クラブに沿った内容に作りかえる」という内容であったが、そのマニュアルを公表することはあるか。公表して頂きたいがそういう機会はあるか。

・事務局

マニュアルではなくシートか。マニュアルはホームページに公開してある。

・保護者

マニュアルの中にシートがある。この内容を見る限りでは施設関係に関してである。どう考えても児童クラブには沿っていないので。

・事務局

そのシートに「サービスの質」という項目がある。その項目に児童クラブに適した質問項目を入れたいと、こちらで要望しようと思っている。

・保護者

それで、その内容に沿ったものを我々保護者や他の人が見られるようになるのか。ぜひ見たい。

・事務局

モニタリングシートは公表していない。であるので、要望が通ったかどうかはお伝えできない。

・保護者

企画政策課の方が、児童クラブのサービスの質の項目を考えるのか。

・事務局

こちらで現場の指導員や館長の意見をとって、要望したいと考えている。

・学保連

評価の結果は公表しないと言っていたが、評価項目自体も公表できないのは、何か理由があるのか。どういう目線で評価するのか確認したいので。

・事務局

今は公表していない。

・保護者

今後公表する予定はないのか。利用する側としては、ぜひ確認をしたい。

・事務局

ご要望があることは、担当部署にお伝えする。ここでは答えられない。

・保護者

その回答は年度末までに頂けるのか。

・事務局

そのようにしたい。

・学保連

大変しつこいようで申し訳ないが、先程の検討課題の4番目について、正規職員に対して嘱託職員、非常勤職員がいる。言い方はいろいろだが、嘱託職員や非常勤職員というのは正規職員の補助ないしは補完する仕事であるということは、確認させて頂

いてよいか。

・事務局

今の現場では。

・学保連

そうではなくて、一般論でよいので。なぜなら正規職員に対して嘱託職員の職務規定が条例で定めてあるので一般論で答えて頂きたい。

・事務局

一般論ではおっしゃるとおりである。

・学保連

そう思いながらみていたら、ガイドラインを制定した時に、いろいろな意見が出ている、パブリックコメントで。その中で「正規職員と嘱託職員を同一視し過ぎていないか。」という質問に対して、市で回答されているのは「やっぱり嘱託職員は正規職員を補完する立場だ」と回答されている。でも現状は、事務局がおっしゃったように数時間あるいは週に一日であるとかは嘱託職員で保育している現状が、ガイドライン制定時点であるので、ここで言う「専任職員」の中に正規職員と嘱託職員の両方を定義するというふうになっている。ただし、「実際に民間委託される時には見直されるべきである。」とも回答されていた。その回答があって、それを踏まえていながら4番目の答えがこの程度で良いのかということをお聞きしていた。事務局がおっしゃったのは「現状がそうだから」としか言っていない。民営化にあたって、ここでは指定管理者であるが、その程度の認識で押し切って良いのかと聞きたい。見直すべきものだと回答されている。

もう一つ言う。平成23年度に学保連が保護者アンケートに基づいて嘱託職員化は反対の姿勢を示している。でも当時の学保連の役員の方々は、一緒に考えてこのガイドラインを作った。その経緯も書いてある。ただども見直されるべきものであると皆様は回答されている。当時の所管の皆様である。

・事務局

わかりました。

・会長

では「常勤職員」の意味合いについて、再検討で良いか。

・学保連

そうであるが、先程までの回答が、ガイドラインのパブリックコメントよりもむしろ後退した回答であったので、それはどういう意味かと聞いたものである。

・会長

この場で回答を求めるものか。

・学保連

いいえ。

・学保連

モニタリングシートについても一言だけ言っておきたい。先程事務局のほうで「このシートは保育の質を担保するものではない。」とおっしゃっていたが、モニタリングシートの目的、考え方自体に市民サービスの向上の記載があって、「市民サービスの向上に寄与するものとして機能しなければならない。」と書いてあるが、ここで言う市民サービスの向上は保育の質に関して向上しなければ、市民サービスの向上にはならないのではないかと思うので、そういう目線で「保育の質を担保するシートではない」と切り捨てないで、そういった項目をちゃんと検討して頂きたいというのを念を押しておきたい。

・学保連

モニタリングシートを公表していないということであるが、理由を後日教えて頂きたい。先程の話では「公表していないので公表しない」というのは、回答になっていない。理由を教えて頂きたい。

・会長

公表していない理由ということで、これは宿題でよいか。

・事務局

了解。

・保護者

今後の流れに関して。民営化検討会は本日で終わってしまうわけだが、この後募集要項・仕様書を作成されて、それに基づいて募集要項・仕様書を事業者に提示して、選定は6月から7月にかけて実施されると思うが、それまでに時間があると思う。今日の回答は今年度中に頂けるという話であるが、募集要項や仕様書が出来上がったものについては、公表されることはあるのか。

・事務局

何回も申し上げているが、選定委員会の中で吟味して頂くもので、公表はしない。

・保護者

その場合は、その後に事業者の公募が6月にあると思うが、プロポーザルには保護者も参加すると思うが、その時には確認することができるのか。

・事務局

選定委員の方は確認できる。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

9番の指定期間開始前の事業者への引き継ぎについて。引き継ぎの際の費用は、前にもその話は出たかと思うが、事業者がその時の費用を負担するのか、それとも市が負担するのか。

・事務局

今のところ次年度の予算が決まっていないが、市で(指定管理料とは)別契約で契約したいと考えている。

・保護者

結局、市で負担するということか。

・事務局

そうである。

・学保連

モニタリングシートの件について、今インターネットで調べたら練馬区や八王子市は学童のシートを公開しているので、少し調べればなぜ公開できないのか疑問に思うので、逆になぜ公開できないのか調べたほうがよいと思う。

・会長

ちなみに今ご覧になったのはどこか。

・学保連

八王子市柵田、柵田第3、それから練馬区は児童福祉に関するものはA社であったりB社であったりたくさん公開している。それぞれ書式はバラバラである。ABC評価であったり、優良可評価であったりを見ることができた。全容だとは言わない。

・会長

その他、ご意見ご質問等はないか。よろしいか。

・副会長

先程保護者の方がおっしゃった指定期間開始前の引き継ぎ費用についてであるが、事務局では市で負担すると回答したが、あくまで予算との兼ね合いもあるので、所管としては市で負担したいと考えてはいるが、確約はできないということをご承知おき頂きたい。

・保護者

了解。

・保護者

全体的に「今までこういうことはやっていない」という回答が非常に多いと思うのだが、初めて児童クラブを民営化する前例を今つくろうとしているので、「他の指定管理者導入施設では、そういうことはやっていないので」ということではなく、善処して頂きたい。

・会長

その他、よろしいか。ありがとうございます。それでは、本日の資料1の「基本的な市の考え方(案)」の文言については、この内容で会として集約させて頂く。またご意見があったが、今日出た質問内容で宿題となっていた部分については、所管で整理をして年度末、つまり平成29年3月までに回答ということによろしいか。

・事務局

了解。

・会長

では、その回答時期や回答方法については、所管と役員の方とで調整ということによろしいか。

・一同

了解。

・学保連

3月末までということは、3月頭から仕様書等は作り始めると思うが、(仕様書は)先行して作り始めて、(今日の回答は)3月末に回答ということか。回答の前に仕様書が作り始められている状況であり、意見として反映させる余裕はあるのか。(回答を)なるべく早く出してほしいということは、そういうこともある。

・事務局

「市の考え方」についてはこれでとりまとめができたので、仕様書等にどの位今回のご意見の未回答の部分が反映されるかという部分については、まだ作っていないので、そこも含めて、事務がだぶってしまうかもしれないが、そこはきちんと回答させて頂いてから反映したいと思う。

・学保連

了解。

・会長

よろしいか。それでは議事の1番目は終了させて頂く。事務局、その他について何かあるか。

・事務局

今後の流れについて、既に説明させて頂いている通りであるが、今回のご意見も踏まえて、ご回答してから仕様書等を作成する。来年度5月頃を予定しているが、プロポーザルの審査委員会を立ち上げ、そちらで仕様書・募集要項等をご確認頂く。また、事業者の公募を行って、委員の方には事業者の選定にも関わって頂く。その後、9月議

会において事業者の指定管理に関する許可を頂きたいと思う。10月にはどのような事業者かという部分を保護者の皆様に説明できる場を設けたいと考えており、その後、事業者との打ち合わせや引き継ぎ保育を行い、平成30年4月からの保育開始を目指していきたい。運営会議については、民営化当初はできれば1、2ヶ月に1回程度行い、運営が安定してくれば、どちらかが求める場合に開催したいと考える。こういった流れで進めて参りたい。

建て替えの件であるが、建物自体は出来上がっており内装もほぼ出来上がっており、来週(12月16日)くらいには使えるようになるということである。その後、適宜備品を運び入れる。

- ・職員

12月19日に建物の使用許可がおりる予定で、20日から備品を搬入し始めるので、少し落ち着いた1月10日くらいから新施設で保育を開始したいと予定している。

- ・事務局

こちらからは以上である。

- ・学保連

2点お伺いしたい。プロポーザル審査委員会について、もう少し詳しく教えて頂きたいのと、あと検討会の概要版について第1回目から送って頂きたい。

- ・事務局

概要版はお送りする。プロポーザル審査委員会については、第1回目で募集要項と仕様書の案をご確認頂き、ご意見を頂いて修正を加える。その内容をもって広く公募をして、事業者の募集を行っていく。事業者の募集がどの位来るのかわからないが、多数の応募があれば書類選考を行って、一定の数に絞っていく。その絞った事業者に来て頂いて、提案を頂いて、それを確認して審査して1社を決定していく形になる。その内容は9月議会にはかって、許可をもらう形になるのが、一連の流れと考えている。

- ・学保連

審査委員会の頻度はどうか、毎月か。

- ・事務局

今想定しているのは、3回程度を想定している。

- ・学保連

5月6月7月というようにか。

- ・事務局

そのようになるのかなと思っている。

- ・職員

先程の建物の予定についてであるが、12月19日に仮使用申請の許可を得て、20日から備品の搬入を開始して、23日には旧建物の撤去が行われる予定になっている。その間は第1で一緒に過ごして1月10日から保育開始と考えている。

- ・学保連

プロポーザルは3回とおっしゃったが、第1回目で仕様書と募集要項を確認し、第2回と第3回が実質的な審査という形になると思う。となると、仕様書(案)は第1回の時に初めて確認して、修正するのはその場だけということか。

- ・事務局

委員の方には事前に案をお配りして、第1回場でご意見を頂いて、その場で修正内容を確認して修正するという形をとりたい。

- ・学保連

事前に資料は送られてくるのか。

・事務局

そうしたい。

・学保連

目の前にいきなり仕様書を置かれても判断できないので、なるべく期間をもって十分検討する時間をとって送って頂きたい。

・会長

それでは、以上をもって議事を終了させて頂きたい。最後に副会長より一言頂きたい。

・副会長

5月21日の第1回より8回に渡って、毎月土曜日の夜のお忙しいなか、お時間をとって頂いてありがとうございました。最初はどのような展開になるのか、我々も手探りの部分があったが、だんだん会が進むにつれて議論が徐々に深められて、この「市の考え方」も一定の集約が図れたかなと思う。野火止の建物も完成するが、この後も保育は継続するので、子ども達の安全安心を念頭に進めていきたいと考える。それから仕様書や募集要項を検討するにおいても、保護者の皆様または学保連の委員の方々にご協力頂きながら、我々が気付かない部分をご指摘頂いて気付く部分もあったので、一緒にご協力頂きながら進めて参りたい。本当に長い間ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

・会長

ありがとうございました。